（別記様式第１号）

計画作成年度	令和５年度
計画主体	福島県田村市

田村市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　福島県田村市産業部農林課
所　　在　　地　福島県田村市船引町船引字畑添76番地2
電　話　番　号　０２４７－８１－２５１１
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号　０２４７－８１－１２１０
メールアドレス　norin@city.tamura.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス、カルガモ
計画期間	令和６年度～令和８年度
対象地域	福島県田村市全域

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和４年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
イノシシ	・水稲	2.80ha	2,870 千円
	・豆類	0.55ha	80 千円
	大豆	0.55ha	80 千円
	・野菜	2.68ha	3,529 千円
	バレイショ	1.64ha	2,322 千円
	カボチャ	1.04ha	1,207 千円
	・飼料作物	0ha	0 千円
	トウモロコシ	0ha	0 千円
	計	6.03ha	6,479 千円
ハクビシン	・野菜	0.57ha	933 千円
	トウモロコシ	0ha	0 千円
	トマト	0.01ha	285 千円
	カボチャ	0.56ha	648 千円
	・豆類	0.15ha	21 千円
	大豆	0.15ha	21 千円
	計	0.72ha	954 千円
タヌキ	・野菜	0ha	0 千円
	トウモロコシ	0ha	0 千円
	カボチャ	0ha	0 千円
	・豆類	0ha	0 千円
	大豆	0ha	0 千円
	計	0ha	0 千円

カ　ラ　ス	・水稲 ・野菜 　トマト 　トウモロコシ ・豆類 　大豆	0.13ha 0.14ha 0.03ha 0.11ha 0.30ha 0.30ha	128 千円 678 千円 595 千円 83 千円 43 千円 43 千円
	計	0.57ha	849 千円
カ ル ガ モ	・水稲	0ha	0 千円
	計	0ha	0 千円
合　　計		7.32ha	8,282 千円

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

１　イノシシ

繁殖力が高く、震災以降、避難等による耕作放棄地の増加等により個体数が増加及び生息域が拡大しているとみられ、それに伴い被害地域が拡大している。

主な被害については、水稲やバレイショなどの食害や農地の掘り起こしであり、一年を通じて被害が確認できる。作物の作付時期や収穫時期に被害が多いことから、耕作を放棄した農家もいる。

被害件数については、電気柵等の設置により対策を行った集落については、被害報告の件数は減少傾向にあるが、未対策の集落については、被害が増加している。

２　ハクビシン、タヌキ

市内全域で生息しており、住宅地においても目撃情報が寄せられている。農作物被害については、カボチャ、トウモロコシなどの食害が多い。

３　カラス

市内全域で生息しており、集団で行動し、作付が始まる４月から収穫時期である１０月ごろにかけて被害が多く発生している。

４　カルガモ

市内全域で生息しており、主な被害は水稲であり、田植後の５月ごろから苗の抜き取りや撹拌による活着阻害が発生し、水稲の生育に悪影響を与えている。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和４年度）		目標値（令和８年度）	
イノシシ	6.03 ha	6,479 千円	9.72 ha	11,522 千円
ハクビシン	0.72 ha	954 千円	2.41 ha	3,307 千円
タヌキ	0 ha	0 千円	0 ha	0 千円
カラス	0.57 ha	849 千円	0.52 ha	865 千円
カルガモ	0 ha	0 千円	0 ha	0 千円

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲に関しては、各地区の実施隊で捕獲を実施している。 また、イノシシ用箱罠やイノシシ用くくり罠を活用して捕獲を実施している。	捕獲従事者の高齢化により担い手の減少と技術の継承が難しくなっている。 捕獲頭数は減少しているが、依然として農作物被害が頻発している。
防護柵の設置等に関する取組	国、県及び市の補助事業により、電気柵等の導入を図り、避難解除地域やその他地域において協議会及び設置地域により設置・管理を行っているが、設置後の維持管理が困難な場合もある。	電気柵設置は効果が見られるものの未設置地区においては、生息数が増加していることもあり依然として被害が発生している。 電気柵設置地域においても継続的に適正管理を求められる。併せてワイヤーメッシュ柵等の物理柵の設置も推進していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	特にイノシシに関しては市で毎年策定している「イノシシ排除計画」により、痕跡調査結果を市内マップに反映することで生息環境を把握しており、イノシシが多い地域に対し重点的な監視及び対策が可能な	耕作放棄地の拡大によりイノシシが生息しやすい地域が年々増えており、マップを駆使しても網羅的な対策には至ってない。

	体制を整えている。	

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

イノシシの生息については、捕獲頭数、目撃情報などから個体数増加による農作物被害増加が懸念される。
イノシシの個体数調整には、担い手の育成・確保や現在も取り組んでいる捕獲機材の整備を継続して取り組み、併せて機材購入の際には適正使用等の講習会などを開催し技術の向上を図る。
また、捕獲することだけでなく、被害を軽減させるための地域ぐるみの被害対策を実施するために実施隊の協力を得ながら推進していく。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会田村支部及び小野支部の協力により、推薦された隊員を田村市が鳥獣被害防止対策実施隊として任命し、市内全域で連携して捕獲等の被害対策を実施する。
また、関係機関等と連携を図りながら効果的な捕獲に取り組み被害軽減と個体数調整を図る。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和６年	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	１　捕獲の担い手育成に関する取組 ア 狩猟免許試験など市内全域に広報誌等で周知を図る イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する ウ 狩猟に関する情報提供 ２　鳥獣被害対策実施隊員の育成、体制の強化を図る ３　捕獲機材の導入による取組 ア 目撃情報の収集 イ くくり罠、箱わな等の機材を追加購入 ウ 捕獲技術の向上に関する研修会 ４　効果的な捕獲方法の調査、検証による技術の向上 ５　被害防止柵の設置範囲の拡大
令和７年	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	１　捕獲の担い手育成に関する取組 ア 狩猟免許試験など市内全域に広報誌等で周知を図る イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する ウ 狩猟に関する情報提供 ２　鳥獣被害対策実施隊員の育成、体制の強化を図る ３　捕獲機材の導入による取組 ア 目撃情報の収集 イ くくり罠、箱わな等の機材を追加購入 ウ 捕獲技術の向上に関する研修会 ４　効果的な捕獲方法の調査、検証による技術の向上 ５　被害防止柵の設置範囲の拡大
令和８年	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	１　捕獲の担い手育成に関する取組 ア 狩猟免許試験など市内全域に広報誌等で周知を図る イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する ウ 狩猟に関する情報提供 ２　鳥獣被害対策実施隊員の育成、体制の強化を図る ３　捕獲機材の導入による取組 ア 目撃情報の収集 イ くくり罠、箱わな等の機材を追加購入 ウ 捕獲技術の向上に関する研修会 ４　効果的な捕獲方法の調査、検証による技術の向上 ５　被害防止柵の設置範囲の拡大

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ保護管理計画（第３期）に基づく基準により捕獲を行う。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	福島県第１３次鳥獣保護計画、福島県イノシシ保護管理計画（第３期）に基づく基準による。 年間目標 1,000 頭	福島県第１３次鳥獣保護計画、福島県イノシシ保護管理計画（第３期）に基づく基準による。 年間目標 1,000 頭	福島県第１３次鳥獣保護計画、福島県イノシシ保護管理計画（第３期）に基づく基準による。 年間目標 1,000 頭
ハクビシン	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。 年間目標　200 頭	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。 年間目標　250 頭	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。 年間目標　250 頭
タヌキ	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。 年間目標　200 頭	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。 年間目標　300 頭	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。 年間目標　400 頭
カラス	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。	福島県第１３次鳥獣保護計画に基づく基準による。

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲方法：イノシシ　　箱わな及びくくり罠並びに銃器による ハクビシン　箱わな及びくくり罠並びに銃器による

タヌキ　　箱わな及びくくり罠並びに銃器による カラス　　銃器による カルガモ　　銃器による 捕獲時期：被害が多発する４月から１１月頃を重点に実施する。 捕獲場所：農作物の被害が大きい地区について重点的に実施する。 捕獲実施：地域住民と情報交換を行いながら、捕獲を行う。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
個体との距離の関係からライフル銃による捕獲が必要とされる場合には、ライフル銃の所持・使用が認められる隊員に限り下記の内容で捕獲を実施する。 実施時期：４月１日から１１月１４日までの有害鳥獣捕獲期間 捕獲予定場所：鳥獣保護区等を除いた市内全域 捕獲手段：法律を遵守した捕獲方法

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	電気柵　10,000ｍ	電気柵　10,000ｍ	電気柵　10,000ｍ

	金網柵　　1,000ｍ	金網柵　　1,000ｍ	金網柵　　1,000ｍ

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	巡回による口頭指導（電圧の高さ、金網の高さ等）	巡回による口頭指導（電圧の高さ、金網の高さ等）	巡回による口頭指導（電圧の高さ、金網の高さ等）

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和６	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	１　被害防止活動の事例を地域に当てはめて検討する ２　地区区長や地域住民からの情報収集 ３　生ごみ等の処理状況調査 ４　電気柵設置の適切な管理、設置法の研修会の開催
令和７	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	１　被害防止活動の事例を地域に当てはめて検討する ２　地区区長や地域住民からの情報収集 ３　生ごみ等の処理状況調査 ４　電気柵設置の適切な管理、設置法の研修会の開催
令和８	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	１　被害防止活動の事例を地域に当てはめて検討する ２　地区区長や地域住民からの情報収集 ３　生ごみ等の処理状況調査、対策の啓発 ４　電気柵設置の適切な管理、設置法の研修会の開催

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田村市	事務局を担当し、被害などの情報収集及び協

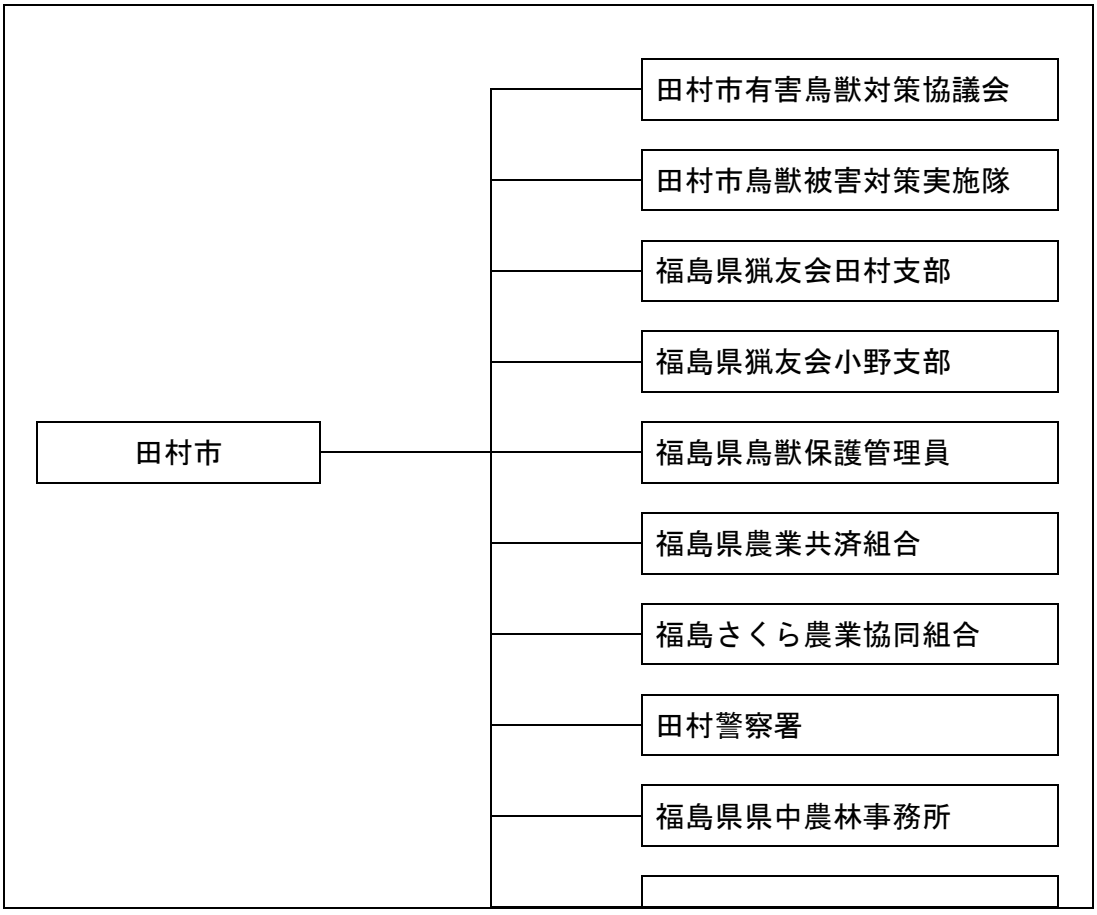
	議会活動に関する調整を行う
田村市有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣関連の情報提供と被害防止対策としての捕獲活動を行う
福島県猟友会田村支部	
福島県猟友会小野支部	
福島県農業共済組合	各団体が連携して情報・問題の共有、被害防止・減少に向けた対策方法の確立と普及を図る
田村市有害鳥獣対策協議会	
福島さくら農業協同組合	
福島県鳥獣保護管理員	
田村警察署	有害鳥獣関連の情報及び捕獲に関する情報提供を行う
福島県県中農林事務所	
福島県県中地方振興局	

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制



福島県県中地方振興局

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後速やかに埋設あるいは焼却処分を行うこととする。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシは国からの出荷制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難である。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	なし

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（2）処理加工施設の取組

なし

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	田村市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
田村市	事務局を担当し、被害などの情報収集及び協議会活動に関する調整を行う
田村市有害鳥獣対策協議会	定期的な巡回 要請等に基づいた捕獲活動
福島さくら農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び営農指導
福島県農業共済組合	鳥獣被害の情報収集及び被害防止の指導
福島県猟友会田村支部	1　鳥獣被害及び出没に関する情報収集、提供 2　わなの安全な取り扱いと注意喚起
福島県猟友会小野支部	1　鳥獣被害及び出没に関する情報収集、提供 2　わなの安全な取り扱いと注意喚起
福島県鳥獣保護管理員	1　鳥獣被害及び出没に関する情報収集、提供 2　鳥獣保護に関する情報の提供

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局福島農政事務所	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供
福島県県中地方振興局県民環境部	鳥獣保護管理に関する情報提供及び指導
福島県県中農林事務所 農業振興普及部 森林林業部 田村農業普及所	協議会活動の支援 有害鳥獣被害に対する取り組み支援 被害防止対策の情報提供と指導

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入

する。
２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員の他に福島県猟友会会員のうち、会から推薦されたものかつ市長が任命した者から構成される。隊員の定数については 100 人以内としている。

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。